地方創生関係交付金の概要

目的等

- ○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援
 - ①地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
 - ②地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
 - ③KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「維割り」事業を超えた取組を支援

交付金の種類等

- (1)地方創生推進交付金(令和4年度予算要求額:1,200億円)
- 〇主な対象事業等
 - ① 先駆性のある取組及び先駆・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
 - ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援
- 〇交付上限額等

	交付上限額 (国費)	申請上限件数	
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業(うち広域連携3事業)	
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業 (うち広域連携2事業)	
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業 (うち広域連携1事業)	

※Society5.0タイプは都道府県・ 中枢中核都市・市町村ともに 交付上限額(国費)3.0億円、 申請上限件数の枠外

- (2) 地方創生拠点整備交付金((参考)令和2年度第3次補正予算額:500億円、令和4年度当初要求予算額:70億円を要求)
- 〇対象事業

※当初予算額は地方割生推進

- ・<u>観光や農林水産等先駆的な振興等を図る施設</u>についての、<u>単年度又は複数年度</u>(最長5年間)にわたる<u>整備</u>等 ^{交付金1,200億円の内数}
- 〇交付上限額(国費)の目安

	都道府県	中枢中核都市	市町村
1団体あたりの目安(国費)	15億円程度	10億円程度	5億円程度

交付割合等

-

交付金 (1/2)

都道府県・市町村

交付金の交付に際し、地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 を作成し、内閣総理大臣が認定

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じている)